

R6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事

図面目録			
番号	図面名称	番号	図面名称
E-01	共通仕様書(1)	E-13	盤リスト・外形図
E-02	共通仕様書(2)	E-14	計装図(1)
E-03	共通仕様書(3)	E-15	計装図(2)
E-04	電気設備工事特記仕様書	E-16	計装図(3)
E-05	付近見取図・配置図	E-17	管理点一覧表(1)
E-06	1階平面図	E-18	管理点一覧表(2)
E-07	2階平面図		
E-08	3階平面図		
E-09	4階平面図		
E-10	システム構成図(更新前)		
E-11	システム構成図(更新後)		
E-12	中央監視機器仕様(参考)		

課長	副課長	係長	課員	課員	担当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項											
I. 工事概要	1. 工事名称	R 6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。											
	2. 工事場所	徳島市山城町東浜							◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）	◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資材材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。								
II. 工事共通仕様書	3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>産業観光交流センター</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>RC造、S造</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>-</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>21,932.7 (m2)</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>16項 イ</td></tr> </table>	建物名称	産業観光交流センター	構造・規模	RC造、S造	敷地面積	-	延床面積	21,932.7 (m2)	消防法施行令別表第1の区分	16項 イ	8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を出す旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を出す旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。	◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。		
	建物名称	産業観光交流センター																	
構造・規模	RC造、S造																		
敷地面積	-																		
延床面積	21,932.7 (m2)																		
消防法施行令別表第1の区分	16項 イ																		
4. 工事種目	<table border="1"> <tr><th>種目</th><th>工事概要</th></tr> <tr><td>電気設備工事</td><td>図示中央監視設備の改修工事一式</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	種目	工事概要	電気設備工事	図示中央監視設備の改修工事一式													◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
種目	工事概要																		
電気設備工事	図示中央監視設備の改修工事一式																		
5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。	◎労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。	◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。																
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針（令和4年版） 電気設備工事監理指針（令和4年版） 機械設備工事監理指針（令和4年版） 	9. 電気保安技術者等	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。	◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。															
2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書（②から⑤に対するもの） 補足説明書 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） 図面 公共建築工事標準仕様書等 	10. 施工中の安全確保	◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。	◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。															
3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>		◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。															
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。		◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし柙装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし柙装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある															
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。															
6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>		◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。	◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・なし） (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1Iによること。															
	工事名称	R 6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事	図面名称	共通仕様書（1）			徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課		DATE										
			縮尺	NON	設計			NO	E-01										
							徳島県徳島市万代町1丁目1	TEL.088-621-2148	FAX.088-621-2837										

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項							
一 章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本2部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数） <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ					
区 分	サ イ ズ														
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ														
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ														
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ														
	23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>													
	24. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2) 付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>													
	25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>													
	26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>													
		工事名称	R6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事	図面名称	共通仕様書（3）			徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課		DATE					
				縮尺	NON	設計			NO						
							徳島県徳島市万代町1丁目1 TEL.088-621-2148 FAX.088-621-2837		E-03						

III. 電気設備工事特記仕様書

1 章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・自家用電気工作物の保安規程（・本工事に關し定める 既存施設の保安規程を適用（改修・増築等））
・既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務（・本工事 別途）
→本受電後引渡しまでの基本料金（←本工事→別途）
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート 圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業 ・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ 施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和 機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件

施工条件は次にによる。

- ・ 施設運営に極力支障が無いように工事計画すること。
- ・ 施設管理者には早期に工程や計画を打合せのうえ了解を得て施工する。
- ・ 機器の納入ができ次第に施工し早期に工事が完了できるように努めること。

4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1> 1.3.9「発生材の処理等」により行う。

- (1) 産業廃棄物の処理
産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優 良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単 位
コンクリート（無筋）	上吉野川砂利企業組合 （中間処分）		板野郡藍住町乙瀬北新田100 板野郡藍住町乙瀬北新田100	15.9	550	t
コンクリート（有筋）	上吉野川砂利企業組合 （中間処分）		板野郡藍住町乙瀬北新田100 板野郡藍住町乙瀬北新田100	15.9	730	t
金属（処分）	三木資源(株)	○	徳島市昭和町8丁目27番地 徳島市昭和町8丁目27番地	2.1	0	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	3.9	10,000	t
廃プラ	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間間字カドタ305-2	68.2	16,000	m3

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃棄物処分業者」という。）」であることを示す。

- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（C/N形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式
	常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、 太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1> 1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

6. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2 章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- ・ 設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - ・ 設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - ・ 施設の種類、地域係数
・ 施設の種類（ 特定の施設 ・ 一般の施設） ・ 地域係数（ 1.0 ・ 0.9）
 - ・ 重要機器
・ 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階連の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- (2) 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. 仮設工事

- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- ・ 既存電力利用（ できる ・ できない）、電料料金（・ 有償 無償）
 - ・ 既存用水利用（ できる ・ できない）、用水料金（・ 有償 無償）
- (2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- ・ 同用地は、（ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて）設けること。
 - ・ 同用地に対する借地借家料を（ ）円見込んでいる。

3. その他共通事項

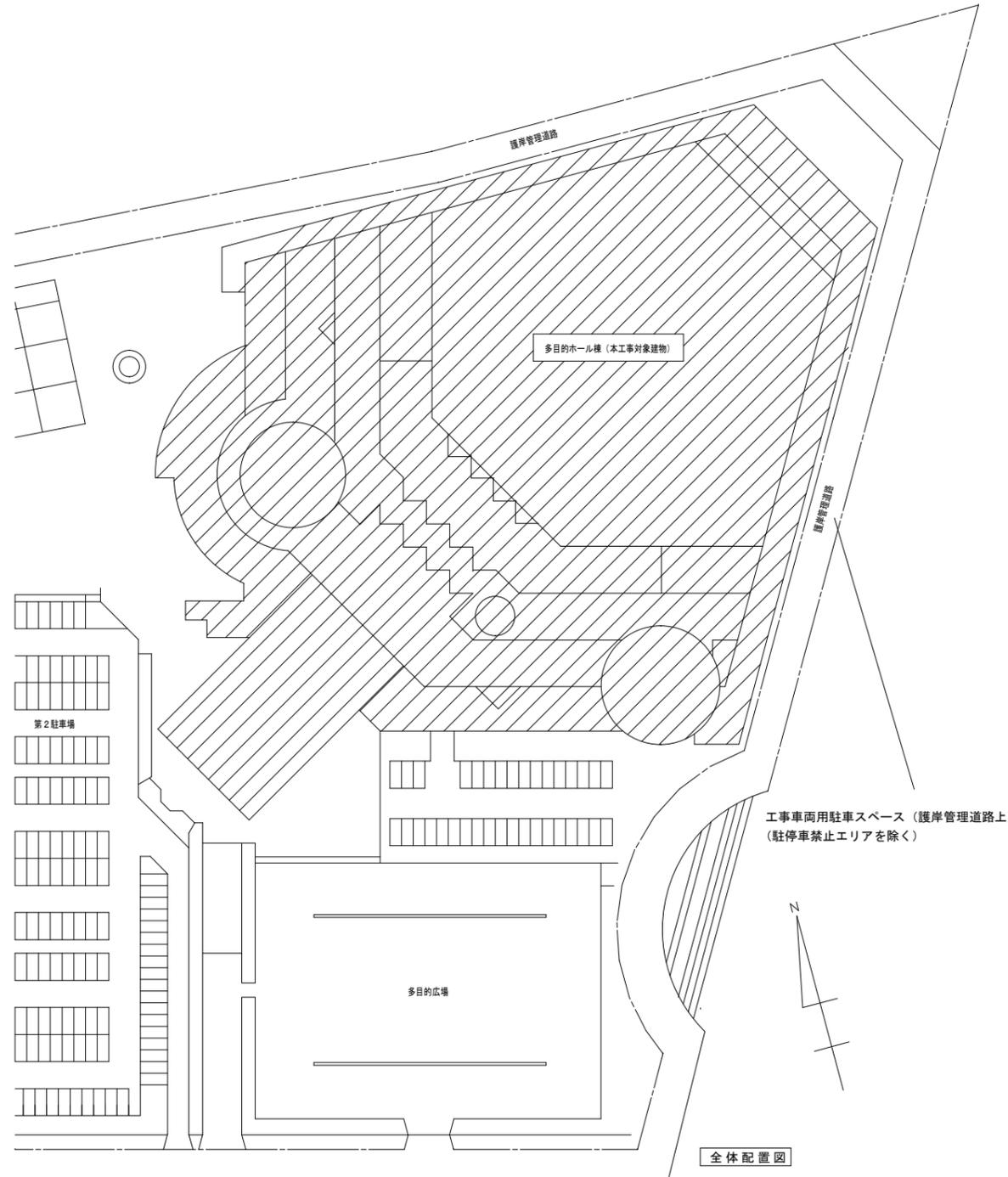
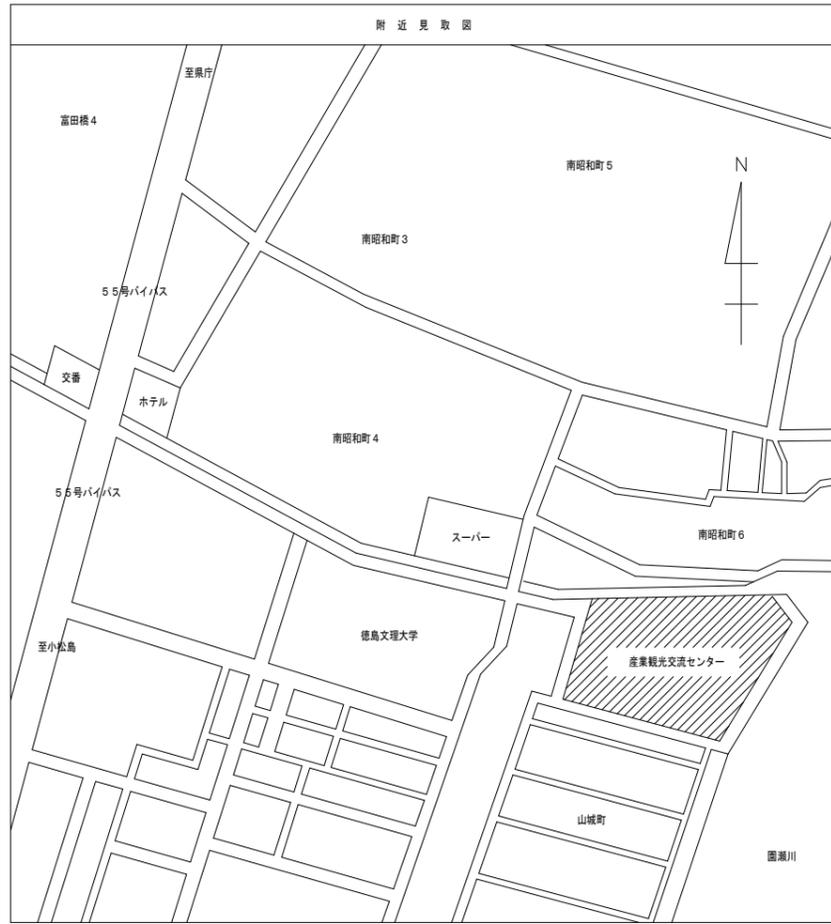
- (1) 配線器具
・ 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、（ 新金属製 ・ 樹脂製）とする。
- (2) 支持金物等
・ 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- (3) 用途別表示
・ 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。（標仕 <2> 2.2.10、<2> 2.12.5）
なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
・ カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (4) その他
・ 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
・ 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
・ 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
・ 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

3章 その他

1. 配線図記号

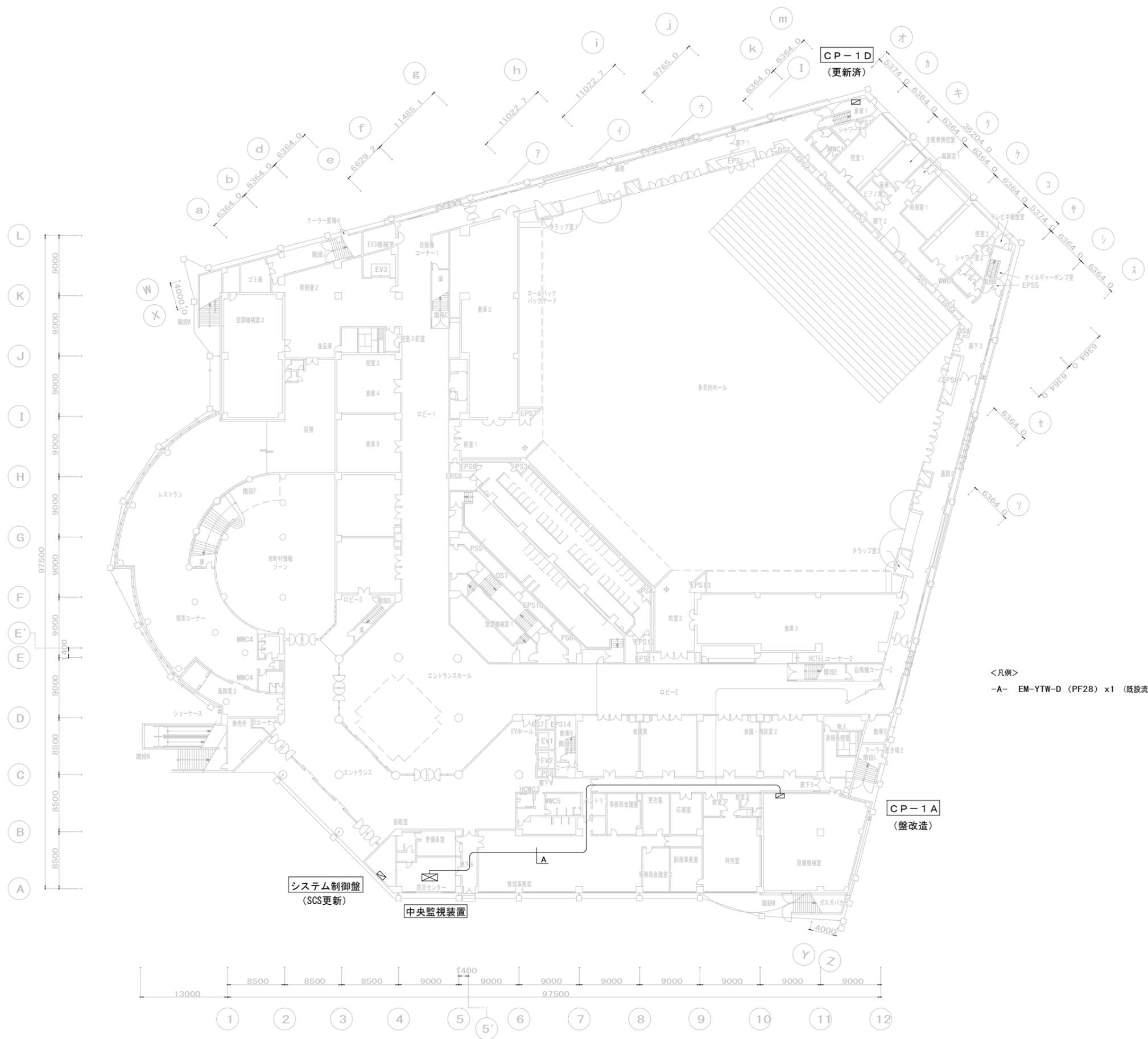
- (1) EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- (2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
(G16) (G22) … 厚鋼電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
(16) (22) … PF管（単層管）（JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの）を示す。
(19) (25) … ねじなし電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
- (3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

工事名称	図面名称	電気設備工事特記仕様書		徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課	DATE
	縮尺	NON	設計		NO
	R6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事				E-04
				徳島県徳島市万代町1丁目1 TEL.088-621-2148 FAX.088-621-2837	



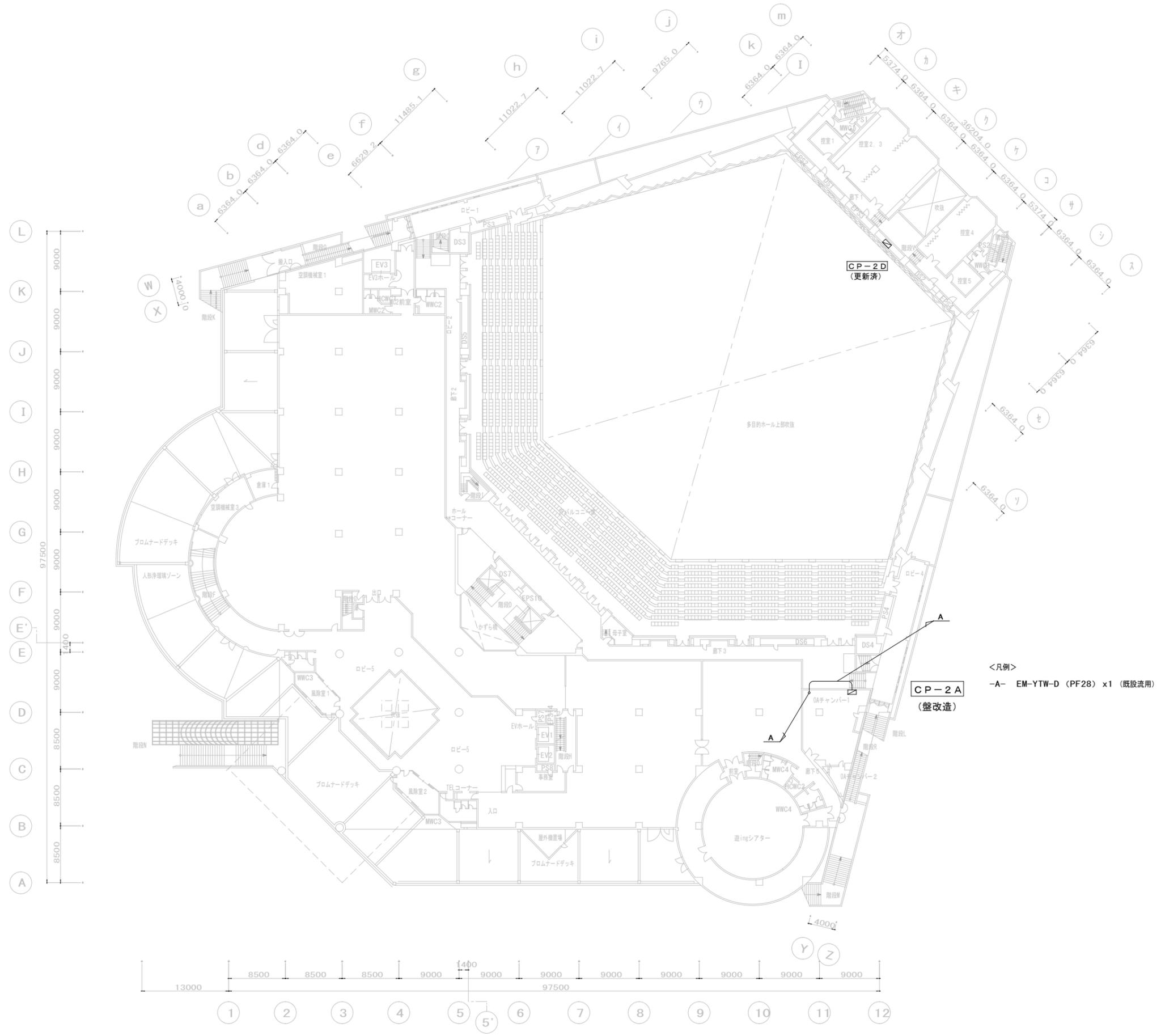
参考工程表

工事区分	月		1か月目		2か月目		3か月目		4か月目		5か月目		6か月目		7か月目		8か月目	
	日	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
発注・契約				○	○													
現地調査					○	○												
承諾図・発注					○									○				
現地作業														○	○			
試運転																		○
検査																		○
備考	<ul style="list-style-type: none"> 作業にあたっては、施設管理者と協議のうえ、施設運営に支障の無い日程にて作業を行う。 自動制御機器の納期については、約4か月を見込んでいるが、早期に工事が完了できるよう務めること。 																	



<凡例>
 -A- EM-YTW-D (PF28) x1 (既設流用)

工事名称	R6にぎ産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事		図面名称	1階平面図		徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課 徳島県徳島市万代町1丁目1 TEL.088-621-2148 FAX.088-621-2837	DATE
	縮尺	1/300	設計		NO		E-06

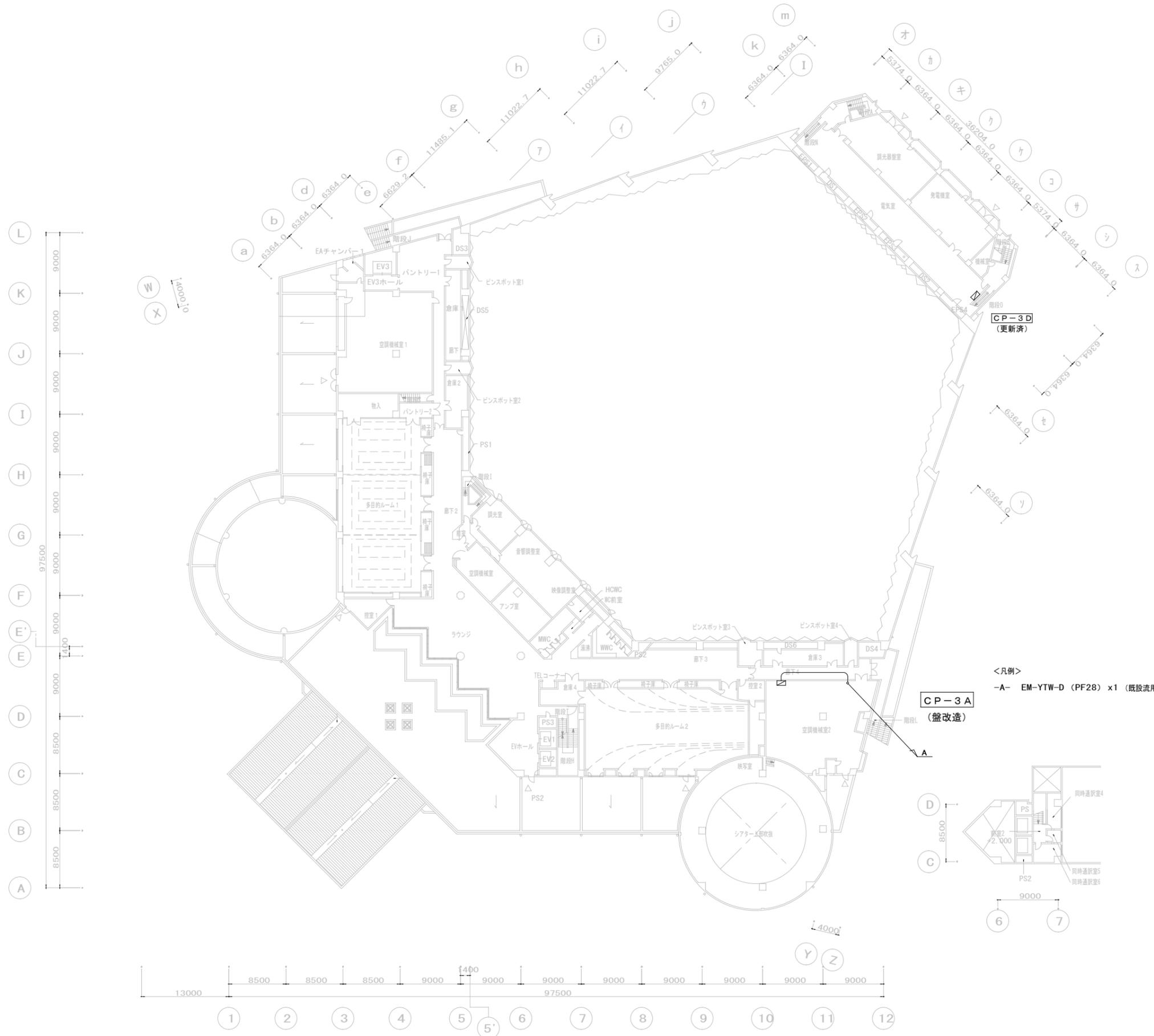


<凡例>
 -A- EM-YTW-D (PF28) x1 (既設流用)

CP-2A
 (盤改造)

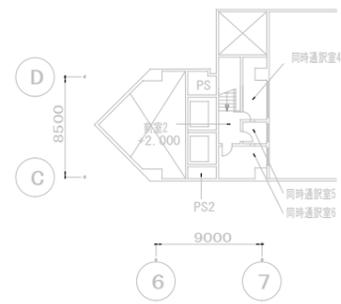
CP-2D
 (更新済)

工事名称	R6にぎ産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事	図面名称	2階平面図		徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課 徳島県徳島市万代町1丁目1 TEL.088-621-2148 FAX.088-621-2837	DATE
		縮尺	1/300	設計		NO E-07

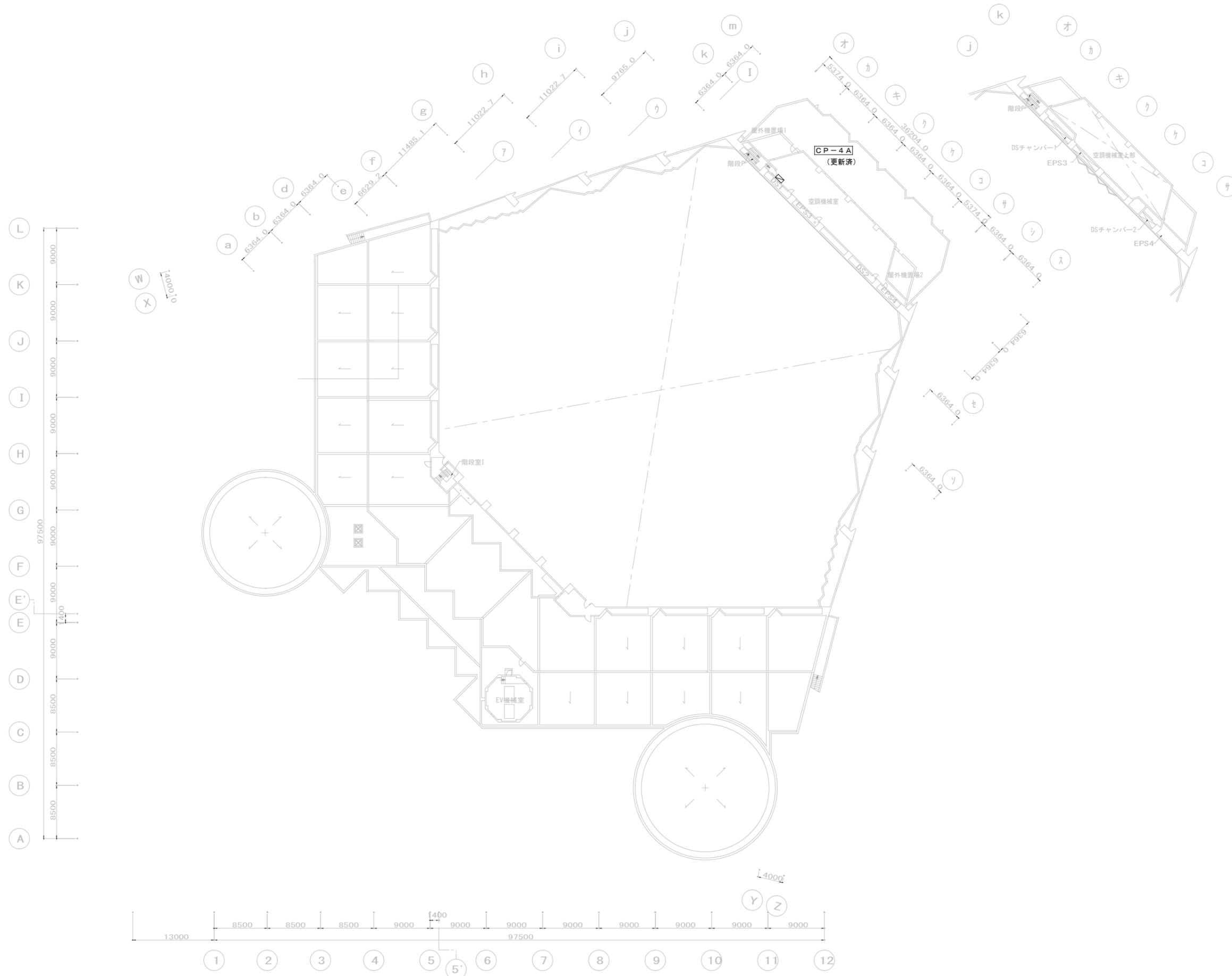


<凡例>
 -A- EM-YTW-D (PF28) x1 (既設流用)

CP-3A
 (盤改造)



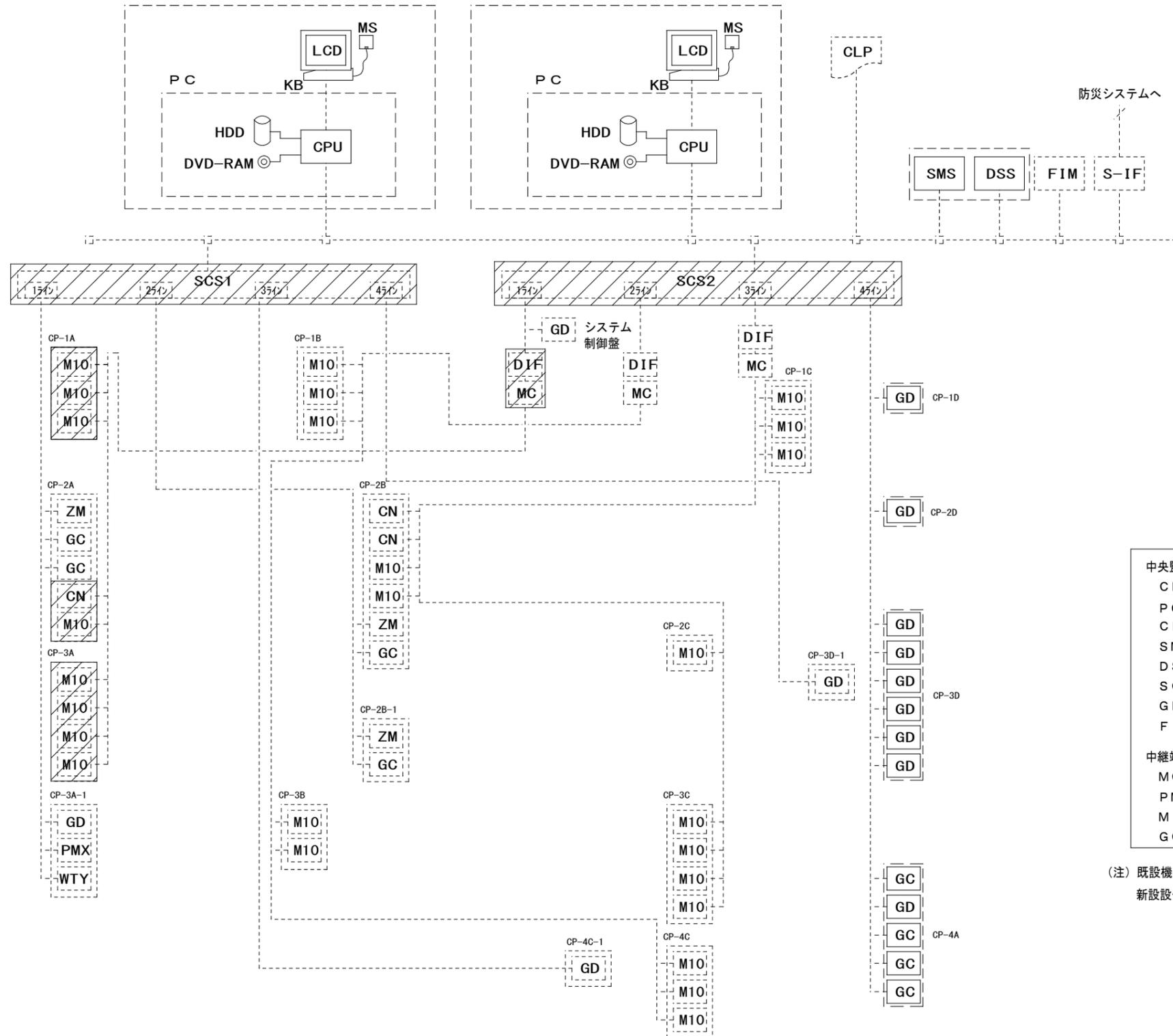
工事名称	R6にぎ産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事	図面名称	3階平面図		徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課 徳島県徳島市万代町1丁目1 TEL. 088-621-2148 FAX. 088-621-2837	DATE
		縮尺	1/300	設計		NO E-08



工事名称	R6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事		図面名称	4階平面図		徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課 徳島県徳島市万代町1丁目1 TEL. 088-621-2148 FAX. 088-621-2837	DATE
	縮尺	1/300	設計		NO		E-09

システム構成図（更新前）

 : 今回更新範囲



中央監視装置
 CPU : 中央処理装置
 PC : 中央監視端末
 CLP : カラーレーザープリンタ
 SMS : システム・マネジメント・サーバ
 DSS : データ・ストレージ・サーバ
 SCS : システム・コア・サーバ
 GP : フラフィックパネル (受変電監視)
 FIM : 防災インターフェイスマスタ

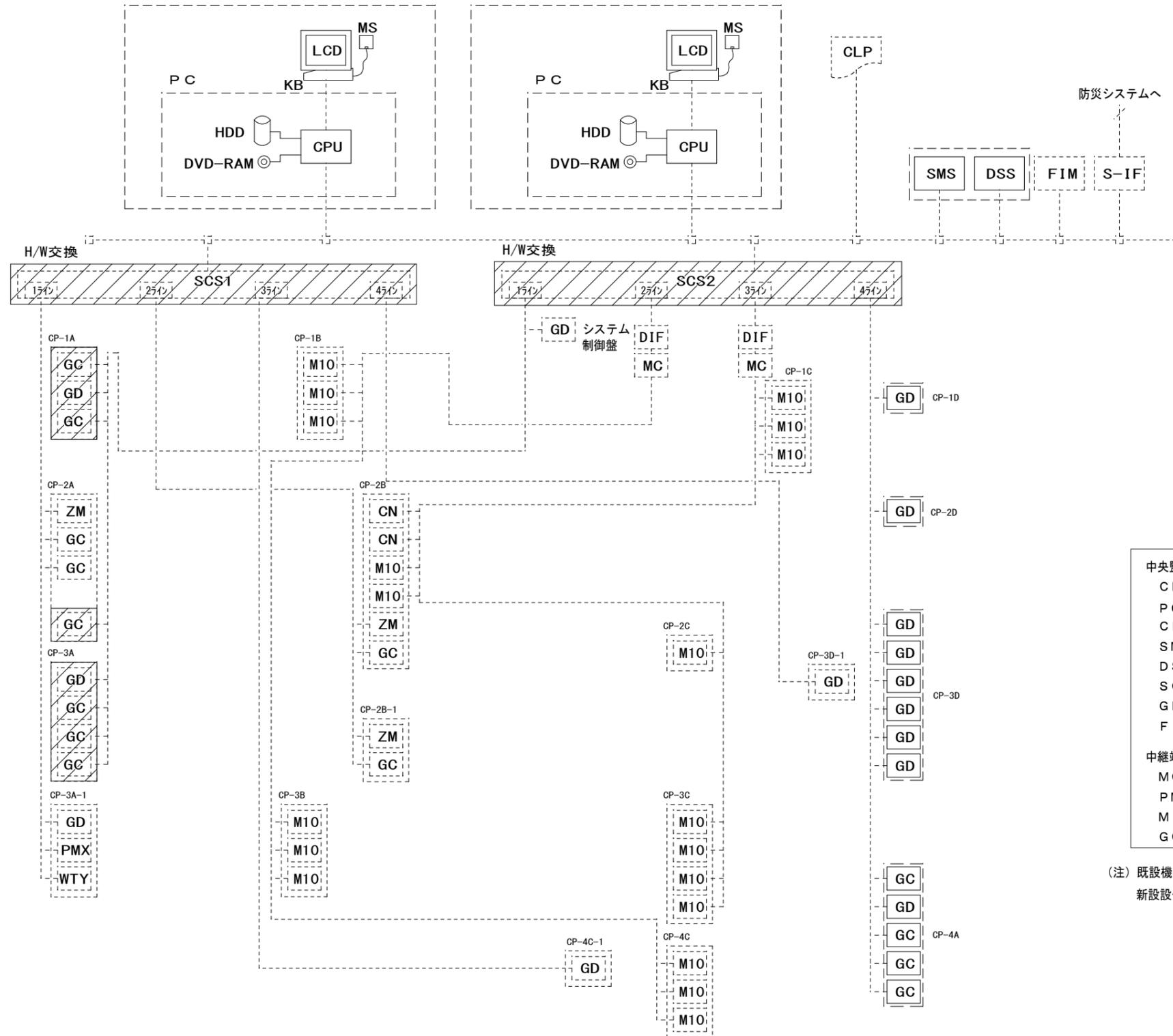
中継端末装置
 MC, DIF, CN : インターフェイス
 PMX : 熱源コントローラ
 M10 : 旧端末伝送装置
 GC, GD : 新端末伝送装置

(注) 既設機器との接続にインターフェイス装置等が必要な場合は、これを見込み、新設設備として組み込むこと。

工事名称	R6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事		図面名称	システム構成図（更新前）		徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課 徳島県徳島市万代町1丁目1 TEL.088-621-2148 FAX.088-621-2837	DATE
	縮尺	NON	設計		NO		E-10

システム構成図（更新後）

 : 今回更新範囲



- 中央監視装置**
- CPU : 中央処理装置
 - PC : 中央監視端末
 - CLP : カラーレーザープリンタ
 - SMS : システム・マネジメント・サーバ
 - DSS : データ・ストレージ・サーバ
 - SCS : システム・コア・サーバ
 - GP : フラフィックパネル (受変電監視)
 - FIM : 防災インターフェイスマスタ
- 中継端末装置**
- MC, DIF, CN : インターフェイス
 - PMX : 熱源コントローラ
 - M10 : 旧端末伝送装置
 - GC, GD : 新端末伝送装置

(注) 既設機器との接続にインターフェイス装置等が必要な場合は、これを見込み、新設設備として組み込むこと。

工事名称	R6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事			図面名称	システム構成図（更新後）		徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課 徳島県徳島市万代町1丁目1 TEL.088-621-2148 FAX.088-621-2837	DATE
	縮尺	NON	設計	NO	E-11			

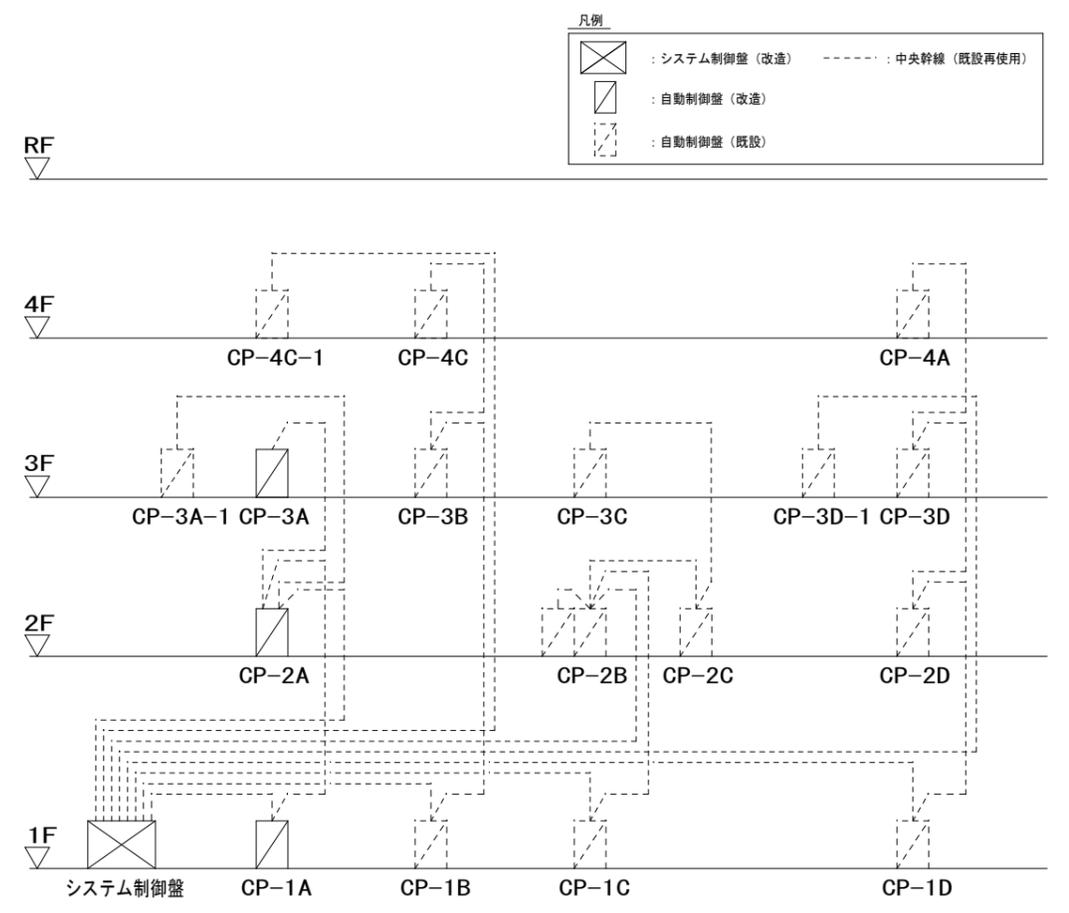
記号	名称	概要	参考仕様
PC (既存利用)	中央監視端末 (1F 防災センター 2台)	システム管理情報の表示・操作及び、各種プログラムの設定、変更を行う。 マウスにて画面の選択及び、操作を行う。	CPU : Intel Core i3-6100 グラフィック : Intel HD 5500以上 メモリ : 8GB以上 ストレージ (SSD) : 推奨256GB以上 (40GB以上の空き容量) DVD-ROMドライブ : DVD-ROM8倍速, CD-ROM24倍速 電源 : AC100V±10%, 60Hz, 350VA (LCD含む) OS : Microsoft Windows 10 (64ビット) ライセンス : IoT Enterprise プラグイン : Adobe Reader DC (システム機能要件を満たすバージョンとすること) 周辺機器 : マウス (MS), キーボード (KB), スピーカー (SP)
DSS (既存利用)	データストレージサーバ (1F 防災センター 1台)	システム全体の定期データの収集、蓄積、加工、集計を行う。 (24時間連続運転対応)	主処理装置 : 32ビットCPU 主記憶容量 : 512メガバイト以上 補助記憶装置 : SSD (システム機能仕様を満たすこと) OS : Linux 最大管理点数 : 2000オブジェクト 電源 : AC100~240V 60Hz, 36VA
SMS (既存利用)	システムマネジメントサーバ (1F 防災センター 1台)	PC (中央監視端末) のWebアプリケーション技術を利用した機能にてシステム全体の管理情報 (グラフィック画面、ポイント、プログラム等) の表示、設定、操作を行うための情報の一元管理を行う。(24時間連続運転対応)	主処理装置 : 32ビットCPU 主記憶容量 : 512メガバイト以上 補助記憶装置 : SSD (システム機能仕様を満たすこと) OS : Linux 最大管理点数 : 2000オブジェクト 電源 : AC100~240V 60Hz, 36VA
SCS (更新)	システムコアサーバ	RS、DDCと伝送を行い、ポイントデータ、スケジュール制御等を管理する。又、トレンドデータの蓄積を行う。	主処理装置 : 32ビットCPU 主記憶容量 : 256メガバイト以上 OS : Linux 最大管理点数 : 200/500/1000オブジェクト/ユニット 幹線ライン数 : 4ライン/ユニット 電源 : AC100~240V, 50/60Hz, 70VA
RS (GD) (更新)	端末伝送装置 ・1F 倉庫1 1台 ・2F EPS 1台 ・3F 電気室 6台 ・4F 空調機械室 1台	現場に設置して中央監視装置とデータ伝送を行う。 端末伝送装置と各入出力点数は個別配線する。	入出力点数 : 中央管理点入出力一覧表参照 電源 : AC100~240V, 50/60Hz 通信方式 : 専用通信
DDC (GC) (更新)	空調機用コントローラ (4F 空調機械室 4台)	空調機回りの制御を行う。 中央監視装置とデータ通信を行う。	入出力点数 : 中央管理点入出力一覧表参照 制御内容 : 自動制御計装図参照 電源 : AC100~240V, 50/60Hz 通信方式 : 専用通信

通信			
IPv4/v6 ネットワーク		中央監視装置の基幹をなす伝送幹線であり、各種データ伝送を行う。 通信プロトコルはIEEEJ-P-0003:2000 / IEEEJ-G-0006:2006 (アデンダムa含む)、HTTPなど。	通信方式 : Ethernet, TCP/IPプロトコル群, IPv4またはIPv6対応 通信速度 : 10Mbps, 100Mbps ケーブル仕様 : 100BASE-TX, 100BASE-FX (エコマテリアル)
NC-bus	コントロール・バス	中央監視装置と端末伝送装置間のデータ伝送を行う。	通信方式 : 専用通信 通信速度 : 4800bps ケーブル仕様 : IPEV-S 0.9-1P/EM-IPEES0.9-1P (ツイストペアケーブル)

記号	名称	備考
BAV1	電動ボール弁	水用
BV1	電動バタフライ弁	補助スイッチ付
CAL	積算熱量計	温度検出部別途
CO2	CO2濃度発信器	0~2000ppm, ダクト挿入型
dP1	差圧スイッチ	
dPE1	差圧発信器	マニホールド弁付
FM	電磁流量計(変換器付属)	
FS	フロースイッチ	
HE1	湿度検出器	高分子素子
HED1	湿度発信器	2線式4~20mA出力
M1D	ダンパ操作器	2位置
ME1D	ダンパ操作器	
ME1V1	電動2方弁	水用
PE1	圧力発信器	
PIC1	圧力指示調節器	
PMX	台数制御ユニット	熱源機用
TE1	温度検出器	Pt100Ω
TED1	温度検出器	Pt100Ω
TEW1	温度検出器	Pt100Ω, R3/4
THED1	温湿度検出器	2線式4~20mA出力
R	補助リレー	一部更新 (CP-1D~3D, 4A)
Tr1	トランス	一部更新 (CP-4A)
Tr2	絶縁トランス	一部更新 (CP-2D, 4A)
DC	DC24V電源	一部更新 (CP-4A)
R/B	レシオバイアス変換器	一部更新 (CP-4A)
V/I	電圧/電流変換器	一部更新 (CP-2D, 4A)
DDC	空調用コントローラ	一部更新 (CP-3D, 4A)

□ : 更新対象機器を示す

幹線系統図

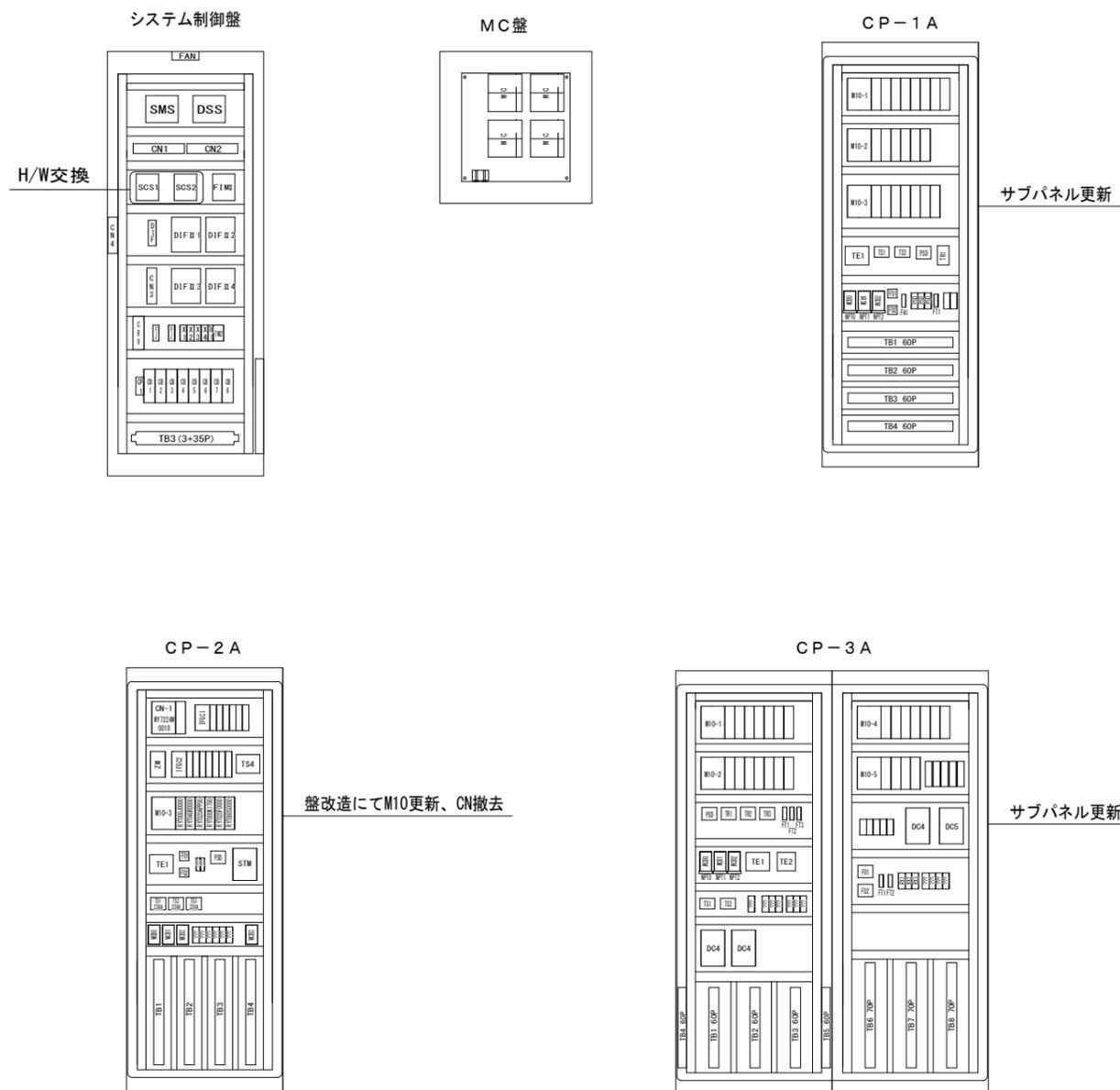


 : 対象範囲を示す

盤寸法表

盤名称	設置階	盤寸法			収納系統	工事内容
		W	H	D		
CP-1A	1F	700	2150	440	AC-208, AC-212, MDインターロック	今回工事(盤改造)
CP-1B	1F	700	1600	440	AC-209, MDインターロック 中央監視管理点表参照	既設利用
CP-1C	1F	700	2150	440	AC-207, AC-210, AC-211, MDインターロック 中央監視管理点表参照	既設利用
CP-1D	1F	700	1100	250	中央監視管理点表参照	既設利用
CP-2A	2F	700	2350	440	AC-214 (H17年工事), AC-216 (H17年工事), AC-221 MDインターロック, 中央監視管理点表参照	今回工事(盤改造)
CP-2B	2F	700	2050	440	AC-213 (H17年工事), AC-220, AC-222 (H17年工事) MDインターロック, 中央監視管理点表参照	既設利用
CP-2C	2F	700	1100	250	AC-215, MDインターロック 中央監視管理点表参照	既設利用
CP-2D	2F	700	1100	300	中央監視管理点表参照	既設利用
CP-3A	3F	1400	2350	440	AC-204, AC-206, AC-218, MDインターロック 中央監視管理点表参照	今回工事(盤改造)
CP-3A-1	3F	1400	2150	440	熱源廻り制御 中央監視管理点表参照	既設利用
CP-3B	3F	700	2150	440	AC-219, MDインターロック 中央監視管理点表参照	既設利用
CP-3C	3F	1400	2150	440	AC-203, AC-205, AC-217, MDインターロック 中央監視管理点表参照	既設利用
CP-3D	3F	1400	2350	440	電気室・発電室ダンパー制御 中央監視管理点表参照	既設利用
CP-3D-1	3F	700	700	250	中央監視管理点表参照	既設利用
CP-4A	4F	1400	2150	440	AC-201, AC-202 中央監視管理点表参照	既設利用
CP-4C	4F	1400	2150	440	MDインターロック 中央監視管理点表参照	既設利用
CP-4C-1	4F	700	700	250	中央監視管理点表参照	既設利用
システム制御盤	1F	700	2150	400	SMS, DSS, SCS, FIM	既設利用

※盤改造分に関しては盤体再利用とすること。



工事名称

R6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事

図面名称

盤リスト・外形図

縮尺

NON

設計

徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課

徳島県徳島市万代町1丁目1 TEL. 088-621-2148 FAX. 088-621-2837

DATE

NO

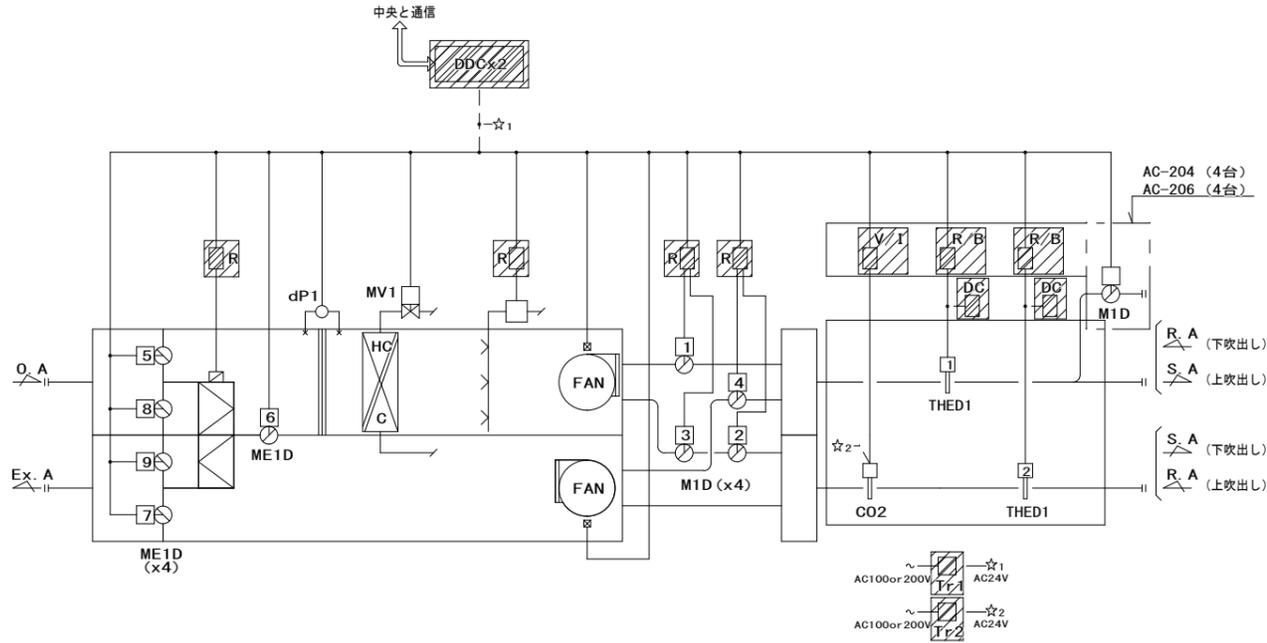
E-13

1. 空調機廻り制御 (1) 【既設】 (2 sets)

【更新前】

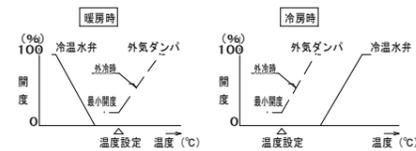
: 撤去範囲を示す

記号	系統名	収納盤	備考
AC-204	ホール客席 (南)	CP-3A (盤改造)	M-3A
AC-206	ホールバルコニー席 (北)	CP-3A (盤改造)	M-3A



制御項目 (既設の通りとする)

1. 遠気温度制御
遠気温度により冷水水弁、外気ダンパの比例制御を行う。

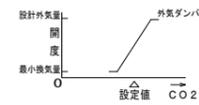


2. 遠気湿度制御
遠気湿度により加湿器のON/OFF制御を行う。



3. 外気冷房制御
外気取入有効時、遠気温度によりバイパスダンパの比例制御を行う。
4. 全熱交換機制御
外気取入有効時、ロータへの間欠運転モード指令の出力及び、ダンパ切換を行う。

5. 遠気CO2制御
遠気CO2濃度により外気ダンパの比例制御を行う。



6. ウォーミングアップ制御
立ち上がり時、外気・排気ダンパを開、遠気ダンパを開とし予冷/予熱を行う。又、加湿は禁止とする。
7. 送風モード切替
中央からの指令により、ダンパ1~4、センサの切替、送風モードを変更する。
8. 空調機停止時のインターロック制御
(対象: ダンパ/2方弁/加湿器)
9. 中央監視システムとの通信
(発停・設定・計測・監視)

ダンパ切換表

	ME1D					全熱交換器	
	5	6	7	8	9		
空調時	x	o	x			CO2制御 運転	
外気冷房時				比例制御	x	x	停止
空調停止時	x	o	x	x	x		停止
ウォーミングアップ時	x	o	x	x	x		停止

○: 開、×: 閉

送風モード切替表

	M1D				センサ		運用季節	
	1	2	3	4	1	2	夏	冬
上吹出し	o	o	x	x	給気	遠気	o	o
下吹出し	x	x	o	o	遠気	給気	x	o

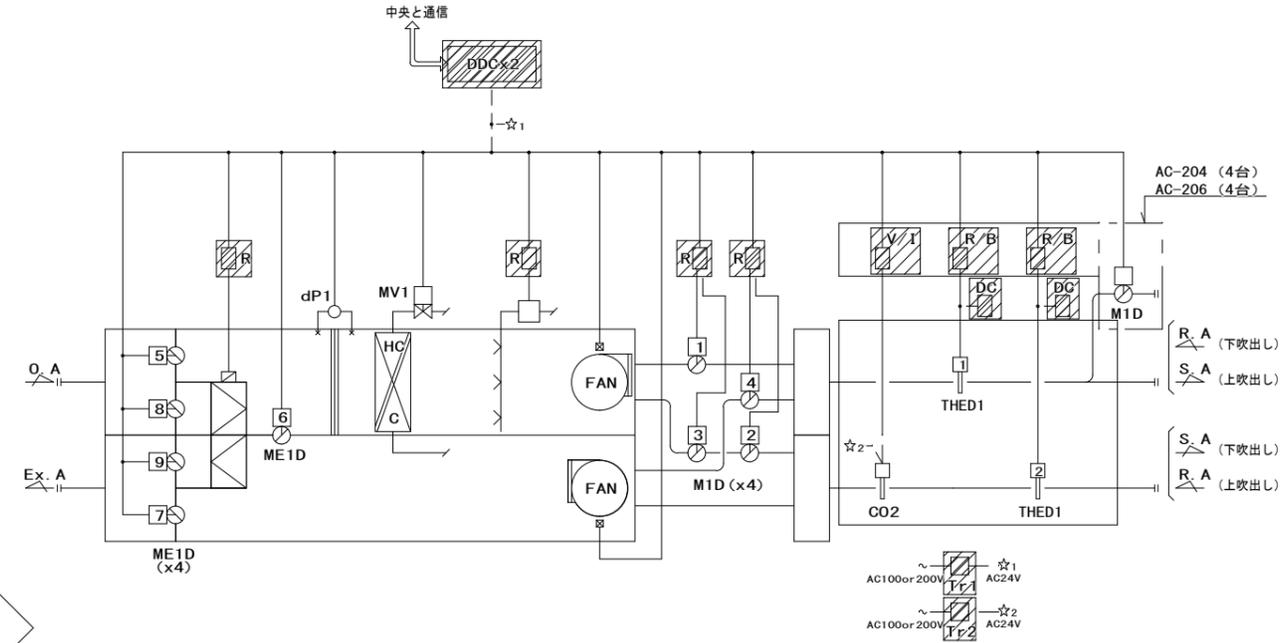
○: 可、×: 不可

1. 空調機廻り制御 (1) 【更新後】 (2 sets)

【更新後】

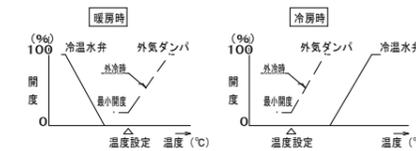
: 新設範囲を示す

記号	系統名	収納盤	備考
AC-204	ホール客席 (南)	CP-3A (盤改造)	M-3A
AC-206	ホールバルコニー席 (北)	CP-3A (盤改造)	M-3A

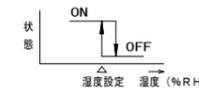


制御項目 (既設の通りとする)

1. 遠気温度制御
遠気温度により冷水水弁、外気ダンパの比例制御を行う。

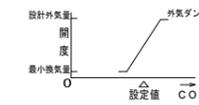


2. 遠気湿度制御
遠気湿度により加湿器のON/OFF制御を行う。



3. 外気冷房制御
外気取入有効時、遠気温度によりバイパスダンパの比例制御を行う。
4. 全熱交換機制御
外気取入有効時、ロータへの間欠運転モード指令の出力及び、ダンパ切換を行う。

5. 遠気CO2制御
遠気CO2濃度により外気ダンパの比例制御を行う。



6. ウォーミングアップ制御
立ち上がり時、外気・排気ダンパを開、遠気ダンパを開とし予冷/予熱を行う。又、加湿は禁止とする。
7. 送風モード切替
中央からの指令により、ダンパ1~4、センサの切替、送風モードを変更する。
8. 空調機停止時のインターロック制御
(対象: ダンパ/2方弁/加湿器)
9. 中央監視システムとの通信
(発停・設定・計測・監視)

ダンパ切換表

	ME1D					全熱交換器	
	5	6	7	8	9		
空調時	x	o	x			CO2制御 運転	
外気冷房時				比例制御	x	x	停止
空調停止時	x	o	x	x	x		停止
ウォーミングアップ時	x	o	x	x	x		停止

○: 開、×: 閉

送風モード切替表

	M1D				センサ		運用季節	
	1	2	3	4	1	2	夏	冬
上吹出し	o	o	x	x	給気	遠気	o	o
下吹出し	x	x	o	o	遠気	給気	x	o

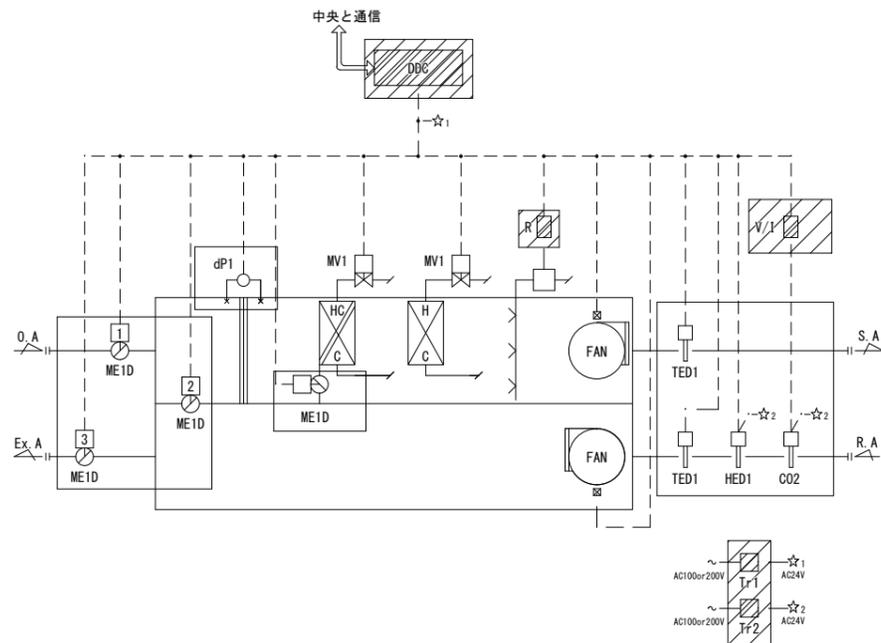
○: 可、×: 不可

2. 空調機廻り制御(2)【既設】 (2 sets)

【更新前】

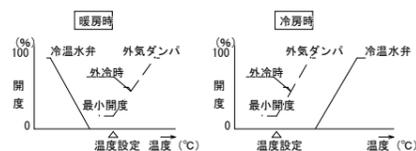
 : 撤去範囲を示す

記号	系統名	収納盤	備考
AC-212	事務・会議諸室	CP-1A(盤改造)	M-1A
AC-218	3F多目的ルーム2	CP-3A(盤改造)	M-3A



制御項目(既設の通りとする)

1. 還気温度制御
還気温度により冷水弁、温水弁、外気ダンパの比例制御を行う。
中間期には負荷要求に応じ、冷水弁(冷水)、温水弁の制御対象
切替を行う。



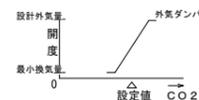
5. ウォーミングアップ制御
立ち上がり時、外気・排気ダンパを閉、還気ダンパを開とし予冷/予熱を行う。又、加湿は禁止とする。
6. 空調機停止時のインターロック制御
(対象: ダンパ/2方弁/加湿器)
7. 中央監視システムとの通信
(発停・設定・計測・監視)

ダンパ切替表

	ME1D				備考
	1	2	3	4	
空調時	Q	100-Q	Q	×	
外気冷房時	比例制御	×	×	×	0A最小開度を設ける
CO2制御時	比例制御	×	×	×	
除湿運転時	Q	100-Q	Q	比例制御	冷房時のみ
空調停止時	×	○	×	×	
ウォーミングアップ時	×	○	×	×	

Q: 設定開度, ○: 開, ×: 閉

3. 外気冷房制御
外気取入有効時、室内温度によりダンパの比例制御を行う。
4. 還気CO2制御
還気CO2濃度により外気ダンパの比例制御を行う。

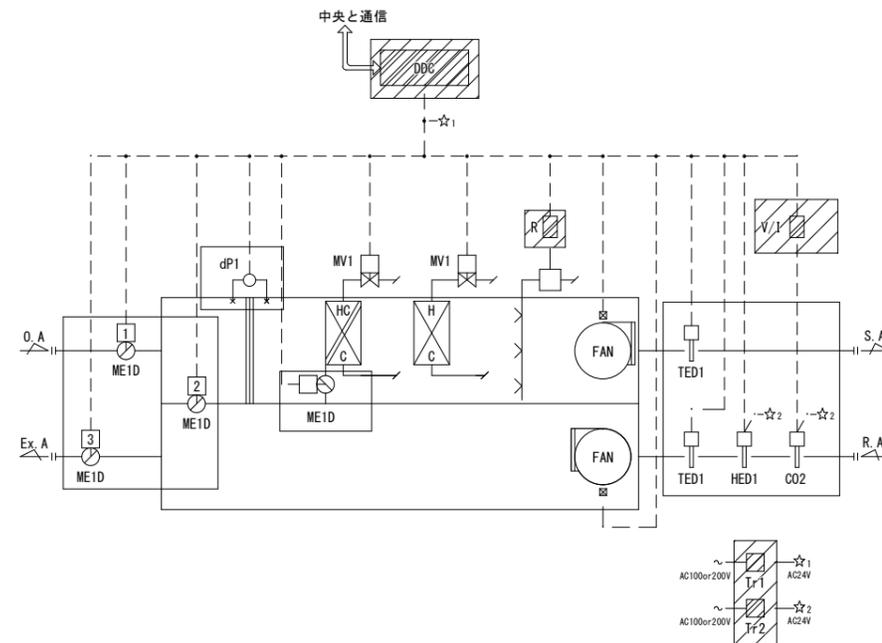


2. 空調機廻り制御(2)【更新後】 (2 sets)

【更新後】

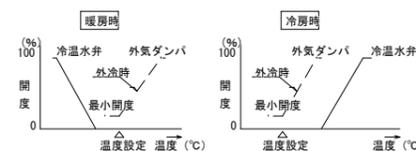
 : 新設範囲を示す

記号	系統名	収納盤	備考
AC-212	事務・会議諸室	CP-1A(盤改造)	M-1A
AC-218	3F多目的ルーム2	CP-3A(盤改造)	M-3A



制御項目(既設の通りとする)

1. 還気温度制御
還気温度により冷水弁、温水弁、外気ダンパの比例制御を行う。
中間期には負荷要求に応じ、冷水弁(冷水)、温水弁の制御対象
切替を行う。



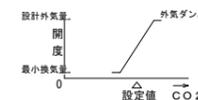
5. ウォーミングアップ制御
立ち上がり時、外気・排気ダンパを閉、還気ダンパを開とし予冷/予熱を行う。又、加湿は禁止とする。
6. 空調機停止時のインターロック制御
(対象: ダンパ/2方弁/加湿器)
7. 中央監視システムとの通信
(発停・設定・計測・監視)

ダンパ切替表

	ME1D				備考
	1	2	3	4	
空調時	Q	100-Q	Q	×	
外気冷房時	比例制御	×	×	×	0A最小開度を設ける
CO2制御時	比例制御	×	×	×	
除湿運転時	Q	100-Q	Q	比例制御	冷房時のみ
空調停止時	×	○	×	×	
ウォーミングアップ時	×	○	×	×	

Q: 設定開度, ○: 開, ×: 閉

3. 外気冷房制御
外気取入有効時、室内温度によりダンパの比例制御を行う。
4. 還気CO2制御
還気CO2濃度により外気ダンパの比例制御を行う。



工事名称

R6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事

図面名称

計装図(2)

縮尺

NON

設計

徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課

徳島県徳島市万代町1丁目1 TEL.088-621-2148 FAX.088-621-2837

DATE

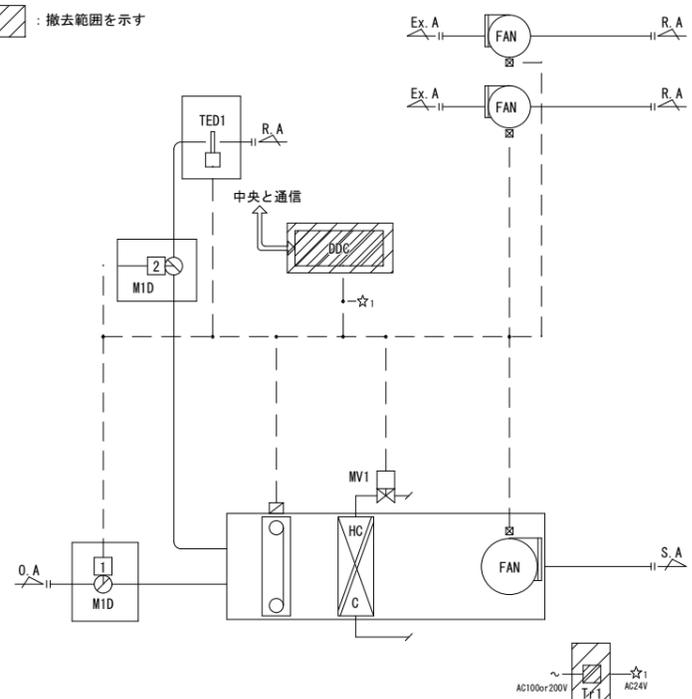
NO

E-15

3. 空調機廻り制御 (3) 【既設】 (1 set)

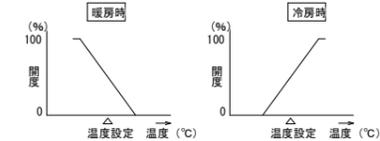
【更新前】

撤去範囲を示す



記号	系統名	収納盤	備考
AC-20B	1Fロビー (南)	CP-1A(盤改造)	M-1A

制御項目 (既設の通りとする)
1. 遠気温度制御
遠気温度により冷水水弁・外気ダンパの比例制御を行う。

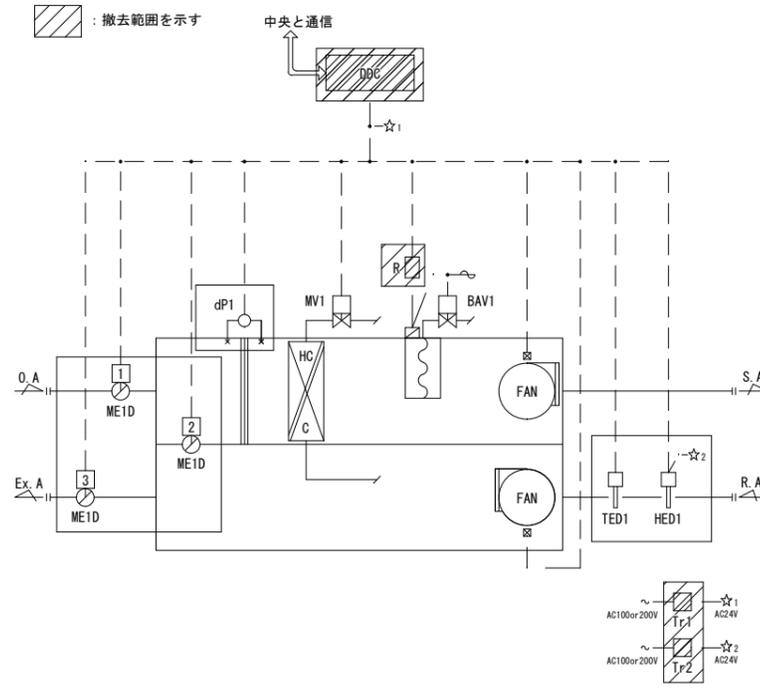


- ダンパ切換制御
排気ファン2台の運転状態により、OAダンパ、RAダンパの開閉切換を行う。
- 空調機停止時のインターロック制御
(対象: ダンパ/2方弁)
- 中央監視システムとの通信
(発停・監視・設定・計測)

4. 空調機廻り制御 (4) 【既設】 (3 sets)

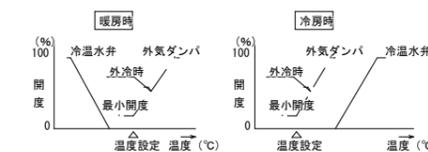
【更新前】

撤去範囲を示す

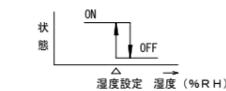


記号	系統名	収納盤	備考
AC-221	2F喫煙コーナー (南)	CP-2A(盤改造)	M-2A

制御項目 (既設の通りとする)
1. 遠気温度制御
遠気温度により冷水水弁、外気ダンパの比例制御を行う。



2. 遠気湿度制御
遠気湿度により加湿器のON/OFF制御を行う。



- 外気冷房制御
外気取入有効時、遠気温度によりダンパの比例制御を行う。
- ウォーミングアップ制御
立ち上がり時、外気・排気ダンパを閉、遠気ダンパを開とし予冷/予熱を行う。又、加湿は禁止とする。
- 空調機停止時のインターロック制御
(対象: ダンパ/2方弁/加湿器)
- 中央監視システムとの通信
(発停・設定・計測・監視)

ダンパ切換表

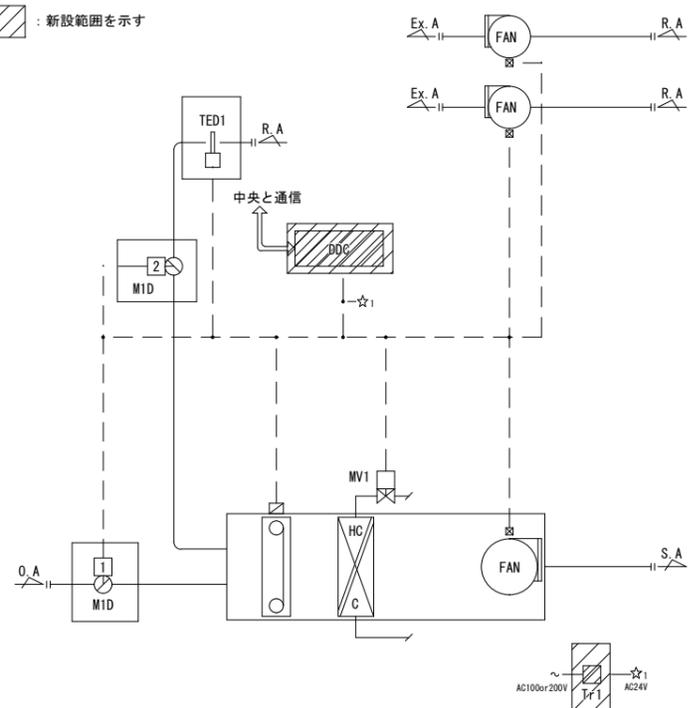
	ME1D			備考
	1	2	3	
空調時	Q	100-Q	Q	
外気冷房時	比例制御			OA最小開度を設ける
空調停止時	x	O	x	
ウォーミングアップ時	x	O	x	

Q: 設定開度、O: 開、x: 閉

3. 空調機廻り制御 (3) 【更新後】 (1 set)

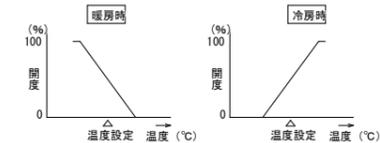
【更新後】

新設範囲を示す



記号	系統名	収納盤	備考
AC-20B	1Fロビー (南)	CP-1A(盤改造)	M-1A

制御項目 (既設の通りとする)
1. 遠気温度制御
遠気温度により冷水水弁・外気ダンパの比例制御を行う。

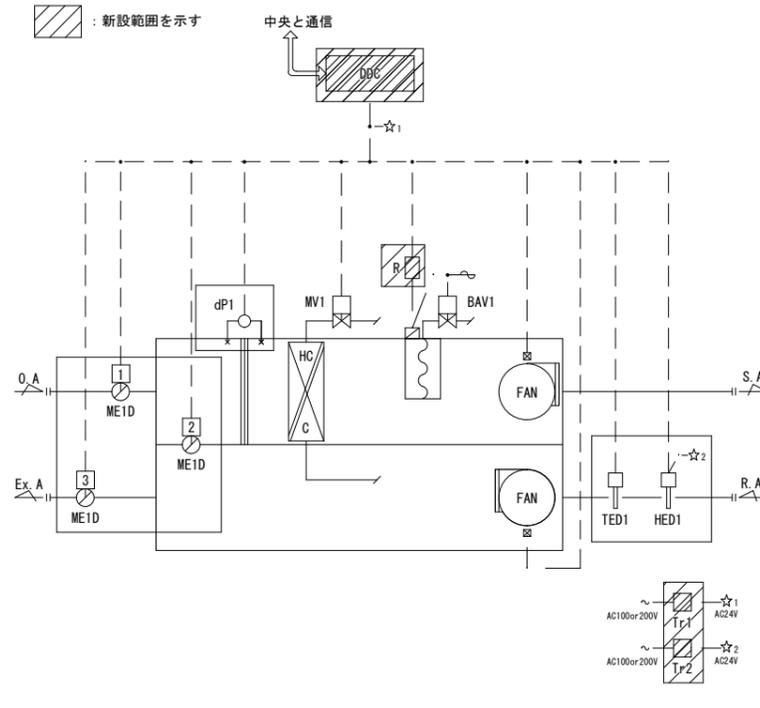


- ダンパ切換制御
排気ファン2台の運転状態により、OAダンパ、RAダンパの開閉切換を行う。
- 空調機停止時のインターロック制御
(対象: ダンパ/2方弁)
- 中央監視システムとの通信
(発停・監視・設定・計測)

4. 空調機廻り制御 (4) 【既設】 (3 sets)

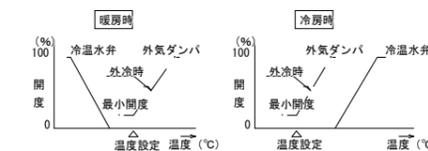
【更新後】

新設範囲を示す

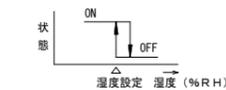


記号	系統名	収納盤	備考
AC-221	2F喫煙コーナー (南)	CP-2A(盤改造)	M-2A

制御項目 (既設の通りとする)
1. 遠気温度制御
遠気温度により冷水水弁、外気ダンパの比例制御を行う。



2. 遠気湿度制御
遠気湿度により加湿器のON/OFF制御を行う。



- 外気冷房制御
外気取入有効時、遠気温度によりダンパの比例制御を行う。
- ウォーミングアップ制御
立ち上がり時、外気・排気ダンパを閉、遠気ダンパを開とし予冷/予熱を行う。又、加湿は禁止とする。
- 空調機停止時のインターロック制御
(対象: ダンパ/2方弁/加湿器)
- 中央監視システムとの通信
(発停・設定・計測・監視)

ダンパ切換表

	ME1D			備考
	1	2	3	
空調時	Q	100-Q	Q	
外気冷房時	比例制御			OA最小開度を設ける
空調停止時	x	O	x	
ウォーミングアップ時	x	O	x	

Q: 設定開度、O: 開、x: 閉

工事名称

R6にぎ 産業観光交流センター 徳・山城 中央監視設備改修工事

図面名称

計装図 (3)

徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課

DATE

縮尺

NON

設計

徳島県徳島市万代町1丁目1

TEL.088-621-2148

FAX.088-621-2837

NO

E-16

中央管理点一覧表（2）

設備記号	名称	自動制御盤	信号取合先	リモート種別	操作				表示			計測			備考
					設定	オン	オフ	オン	オフ	状態	状態	警報	温度	湿度	
	上吹きモード選気CO2	CP-3A		RS										1	
	下吹きモード選気湿度	CP-3A		RS								1			
	下吹きモード選気湿度	CP-3A		RS								1			
	上吹き選気湿度設定	CP-3A		RS	1										
	上吹き選気湿度設定	CP-3A		RS	1										
	上吹き選気CO2設定	CP-3A		RS	1										
	下吹き選気湿度設定	CP-3A		RS	1										
	下吹き選気湿度設定	CP-3A		RS	1										
	外気冷房中	CP-3A		RS			1								
	立上中	CP-3A		RS				1							
	冷暖切換	CP-3A		RS				1							
	GP-3A-3 コントローラ故障	CP-3A		RS					1						
	OAダンパー最小開度	CP-3A		RS	1										
	ACR-206 選気ファン	CP-3A		RS				1							
	ボールチェンジ出力	CP-3A		RS			1								
	強制外冷	CP-3A		RS		1									
	AC-218 発停	CP-3A		RS	1										
	フィルター差圧警報	CP-3A		RS					1						
	OAダンパー	CP-3A		RS	1										
	バイパスダンパー	CP-3A		RS	1										
	冷温水二方弁	CP-3A		RS	1										
	温水二方弁	CP-3A		RS	1										
	加湿器発停	CP-3A		RS			1								
	選気湿度	CP-3A		RS						1					
	選気湿度	CP-3A		RS							1				
	選気CO2	CP-3A		RS								1			
	選気湿度設定(室内)	CP-3A		RS	1										
	選気湿度設定	CP-3A		RS	1										
	選気CO2設定	CP-3A		RS	1										
	外気冷房中	CP-3A		RS			1								
	立上中	CP-3A		RS			1								
	冷暖切換	CP-3A		RS		1									
	GP-A3-4 コントローラ故障	CP-3A		RS					1						
	OAダンパー最小開度	CP-3A		RS	1										
	選気除湿設定	CP-3A		RS	1										
	ACR-218 選気ファン	CP-3A		RS				1							
	EAダンパー	CP-3A		RS	1										
	RAダンパー	CP-3A		RS	1										
	給気湿度	CP-3A		RS						1					
	3F多目的ホール2 温度(室内)	CP-3A		RS						1					
	3F多目的ホール2 温度(ダクト)	CP-3A		RS							1				
	映写機故障	CP-3A		RS					1						
	PAC-279 3F映写室 発停	CP-3A		RS	1										
	中間期制御	CP-3A		RS				1							
	予備	CP-3A		RS				1							
	予備	CP-3A		RS				1							
	予備	CP-3A		RS				1							
	予備	CP-3A		RS				1							
	予備	CP-3A		RS				1							
	CP-3A インターホン	CP-3A		RS			1								
	FEX-334 3F映写室排気ファン	CP-3A		RS	1										
	FSE-404 一般B排煙ファン	CP-3A		RS	1										
	PDC-071 051系冷却水P	CP-3A		RS				1							
	PDC-072 052系冷却水P	CP-3A		RS				1							
	PCH-011 001系冷温水P	CP-3A		RS				1							
	001系 冷温水往温度	CP-3A		RS						1					
	001系 冷温水還温度	CP-3A		RS						1					
	PCH-012 002系冷温水P	CP-3A		RS				1							
	002系 冷温水往温度	CP-3A		RS						1					
	PCH-013 003系冷温水P	CP-3A		RS				1							
	003系 冷温水往温度	CP-3A		RS						1					
	一般系統往温度	CP-3A		RS						1					
	一般系統還温度	CP-3A		RS						1					
	一般系統往流量	CP-3A		RS							1				
	一般系統熱量	CP-3A		RS							1				
	冷暖延長系統往温度	CP-3A		RS					1						
	冷房延長系統還温度	CP-3A		RS					1						
	冷房延長系統往流量	CP-3A		RS							1				
	冷房延長系統熱量	CP-3A		RS							1				
	CHU-190 冷却水処理装置	CP-3A		RS				1							
	CP-3A-1 コントローラ故障	CP-3A		RS					1						
	一般系統ヘッダー選気温度	CP-3A		RS						1					
	TSB-661 消火補給水槽(H)	CP-3A		RS					1						
	TSB-661 消火補給水槽(L)	CP-3A		RS					1						